

公益財団法人北上市体育協会選手強化本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北上市民のスポーツ競技力を向上させ、国内及び国際大会で活躍できる選手の育成強化（以下「選手強化」という。）を図るため、公益財団法人北上市体育協会（以下「協会」という。）が設置する選手強化本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 指導者講習会開催事業

子どもたちの将来を見据えた指導を適切に行うために必要な知識の習得と指導技術の向上を図る講習会の開催

(2) スポーツ講演会開催事業

優秀な指導者及び選手の知見、体験談等を聴講することにより、指導者の資質の向上と選手の意識改革を図る講演会の開催

(3) 選手強化助成事業

競技協会が実施する選手強化に係る事業を対象とした助成事業

(4) 技術力向上助成事業

競技協会が前号以外の種目で実施する技術力、体力の向上に係る事業を対象とした助成事業

(組織)

第3条 本部は、委員14名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

(1) 協会の役員 2名以内

(2) 協会の加盟団体の役員 4名以内

(3) 学校関係者 2名以内

(4) 経済団体等の関係者 2名以内

(5) 知識経験者 4名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 本部に本部長及び副本部長を置き、委員の互選とする。

2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、本部長が招集する。

2 会議は、次の事項について審議する。

- (1) 選手強化事業基本計画
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業計画の変更及び収支予算の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他選手強化事業の決定に関すること

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 会議に出席した委員には、報酬を支給する。報酬の額は、公益財団法人北上市体育協会報酬等の支給規程第3条第1項の規定を準用する。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局は、協会の事務局長、事業係長のほか北上市まちづくり部スポーツ推進課スポーツ推進係長で構成する。

3 事務局に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(経費)

第9条 選手強化事業に係る経費は、北上市補助金及び協会の予算をもって充てる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月17日から施行する。